

>>> 平成28年(2016年)4月1日、健康保険法が一部改正されます。

① 標準報酬月額・標準賞与額の上限引き上げ

	現 行	改正後(4月~)
標準報酬月額の上限.....	1~47等級(上限121万円)	1~50等級(上限139万円)
標準賞与額の上限(年間).....	540万円	573万円

② 入院時食事療養費の標準負担額(自己負担額)の引き上げ

	現 行	改正後(4月~)
入院時食事療養費の自己負担額 [*]	1食あたり260円	1食あたり360円

※一般所得の方。低所得者の自己負担額は据え置き。

③ 傷病手当金・出産手当金の日額計算方法の見直し

	現 行	改正後(4月~)
傷病手当金・出産手当金 算出時の標準報酬日額	直近の標準報酬日額	直近1年間の平均の標準報酬日額

※被保険者期間が1年間に満たない場合は、その人の被保険者期間の平均日額か、健保組合全被保険者の平均日額のいずれか低い額となります。

>>> その他の変更

紹介状なしで大病院を受診した初診時の患者負担額

	現 行	改正後(4月~)
(紹介状無し)大病院 初診時の患者負担額	各病院設定 約2,000円	定額負担 5,000円~

※大病院とは、特定機能病院及び500床以上の病院